

## News Release

各 位

平成 21 年 12 月 24 日  
株式会社日本信用情報機構

### 貸金業法指定信用情報機関制度に基づく指定申請のお知らせ

～貸金業者が顧客の総借入残高を正確に把握できる社会的インフラとしての態勢を整備～

株式会社日本信用情報機構（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：嶋田一弘、略称：JICC）は、本日、内閣総理大臣に対し貸金業法において創設された指定信用情報機関制度に基づく信用情報提供等業務を行う信用情報機関としての指定を受けるために指定申請を行いましたのでお知らせいたします。

なお、指定日等につきましては、内閣総理大臣から指定信用情報機関として指定され次第、改めてお知らせいたします。

#### 1. 背景

平成 18 年 12 月に公布された「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」において、多重債務問題の解決を図るために抜本的かつ総合的な対策が講じられました。

その中で過剰貸付の防止策としては、貸金業者が顧客の総借入残高を把握し、返済能力を超える貸付けを抑止する仕組みとして、個人向け貸付けを行う全ての貸金業者に対して、内閣総理大臣が指定する信用情報機関への照会義務などを課す指定信用情報機関制度が創設されました。指定信用情報機関については、社会的インフラとしての役割を果たすことが期待され、適切な経営管理や業務の適切性に加えて、個人の信用情報を適切に管理し、借り手毎の信用情報の名寄せを行い、加入貸金業者から信用情報の提供が速やかに行われているなどの態勢を確保していることが指定要件として規定されました。

#### 2. 指定信用情報機関への取組み

当社は、昭和 61 年の創業以来、個人情報保護を最優先に加入与信事業者の適正与信と消費者の信用力を支える信用情報機関として、金融会社やクレジット各社から報告された顧客との取引に関する契約内容や返済状況などの信用情報を適切に管理し、加入与信事業者からの照会に応じて信用情報を提供する信用情報提供等業務を営んでまいりました。

今回の法改正において信用情報機関が社会的インフラとして位置づけられるなか、信用情報機関として果たすべき公共的使命を自覚し、皆様から安心と信頼をいただける新たな時代に相応しい信用情報機関を目指し、指定信用情報機関に求められるコーポレートガバナンスをはじめとする業務運営体制の強化およびシステム構築に取り組んでまいりました。

特に指定信用情報機関に求められている信用情報の「名寄せ」、「正確性・最新性の確保」ならびに「適切な安全管理」などの指定要件は、当社が創業以来貫き通してきた理念であり、今回のシステム構築においても長年培った経験やノウハウをもとに公共インフラとしての責務に応える高い信頼性と安全性を兼ね備えたシステムを本年 6 月に稼働させました。

### 3. 今後の取組み

平成 20 年 6 月に公布された改正割賦販売法においても、今回の貸金業法において創設された指定信用情報機関制度と同様の制度が創設されており、当社は、貸金業法および改正割賦販売法の両法において創設された指定信用情報機関制度に対応する業務運営態勢を整えるとともに、今後、株式会社シーシービーとの合併に伴う信用情報データベースの統合を実施し、加入与信事業者の与信審査に有用な様々な業態に係る信用情報の集積を確実に進めることにより、消費者の皆様の信用力を支える金融・クレジット両分野のインフラとして、健全で豊かな経済社会の発展に貢献してまいります。

以上

< 本件に関するお問い合わせ先 >

株式会社日本信用情報機構 経営企画部 広報課（木村・中西）

東京都千代田区神田多町 2 - 1 神田進興ビル

TEL : 03-6701-0314 FAX : 03-5294-7006

URL : <http://www.jicc.co.jp/>